

議案第 15 号「松瀬辺地に係る総合整備計画の変更」及び議案第 16 号
「下塚辺地に係る総合整備計画の変更」並びに議案第 17 号「二股辺地
に係る総合整備計画の変更」に対する附帯決議

可決した議案第 15 号「松瀬辺地に係る総合整備計画の変更」及び議案第 16 号「下塚辺地に係る総合整備計画の変更」並びに議案第 17 号「二股辺地に係る総合整備計画の変更」の 3 件に対する附帯決議を次のように付する。

本 3 議案は、市職員により市議会の議決証明書が偽造されるという前代未聞の事態に起因するものであり、市議会として到底容認できるものではないが、一方で、辺地債の繰上償還等による本市の財政上の負担を生じさせないために、可決との判断を行ったものである。

よって、市議会として、市当局に対して、今期定例会で複数の議員から出された下記の意見や疑念等に対して、今後、真摯に対応していただくことを要望する。

記

1. 令和 6 年 5 月に市当局より「議決証明書が偽造されていた」との報告があった 10 計画以外に、県との事前協議の同意を市議会への議案提案後に得た計画が 9 件存在することが議員の指摘により判明した。この 9 件に関しては、議決証明書の偽造は行われていないが、不適切な事務処理であるにも関わらず、現在までその事実が対外的に報告されていないので、後日改めて、同様の件がないかも確認した上で、市民や報道機関に対して、不適切な事務処理の案件として報告を行うこと。あわせて、令和 4 年 12 月定例会において再議決を行った経緯から、本 9 件に加え、以前に偽造がありつつも、その後の変更計画により、齟齬がなくなり、今回再提案していない 7 件についても再議決が必要ではとの疑念が生じている。そのため、それらの議案の再議決の必要性について、議会に報告すること
2. 市当局は、令和 5 年 5 月に県の指摘により提出済の議決証明書と実際の議決内容との相違を把握したにも関わらず「担当職員が偽造を行ったことを認めない」との理由により、直ちに県への内容確認等を行わなかった。結局、県への確認は、令和 6 年 3 月定例会の代表質問で本件が質問された後に行われ、令和 5 年 5 月の事態の把握から案件の公表までに 1 年以上の期間を要している。発覚した時点で公表していれば、市当局としてすべての説明責任を果たせないとしても、後日調査等で分かったことがあれば随時発表するなどの方策も取ることができたことから、今後は公表基準を整備するなどの対応を行うこと

また、仮に、令和5年5月の事態の把握時に、直ちに県に対して提出済の議決証明書の内容確認を行っていれば、その時点で「誰が行ったか」はともかく、少なくとも「どのような齟齬があるのか」は判明していたものと考えられる。このように、県への確認を約10か月行わずに、議会の代表質問を契機によりやく実施した市当局の姿勢については、事態の真相解明を放棄していたと言われても仕方がないと考ええる。

さらに、令和5年5月の所管課における初動については、事態を最初に把握した職員から上司への報告に要した期間やその間の他部局との折衝の経緯を見ると、積極的に事態の解決を行う意思があったのか疑念が生じる。市当局においては、特に所管課での初動時において、組織内で事態を矮小化しようとする意図が無かったのか経緯等を再調査した上で、改めて議会に報告すること

3. 辺地総合計画に関する議会への提出議案数が、以前の平成19年度から平成30年度までの12年間と、近年令和元年度から令和5年度までの5年間を比べると非常に増え、年度当たりの件数において10倍近くとなっている。この間、組織改編により、地域や離島の振興に特化した部署が設置されたが、所管課での担当職員は1人であり、他の業務との兼ね合いもあるが、事務負担が増えたことが予想される。

国の財政支援制度を活用した都市基盤整備を進めることは重要であるが、業務量にあった組織、体制づくりや、計画の所管課と事業担当課との連携、チェック体制の強化など再発防止に向けた体制づくりを再度徹底すること。あわせて、本件に限らず事務処理ミスや不適正な事務処理を防止するための職員の意識向上などを図ること

4. 本件偽造を行った職員に対する懲戒処分について、偽造自体は言語道断の行為であるが、処分の量定については、当該職員個人の問題だけではなく、偽造に至った経緯や背景について、組織体制や監督責任の観点の面からも検討すること

あわせて、管理監督者の処分量定については、事態の発生当時はさることながら、事態把握後も含めた対応の是非について、案件に関係した職員等への聞き取りを丹念に行った上で検討すること

以上、決議する。

令和6年7月4日

総務政策委員会